

京都市上下水道局職員の配偶者同行休業に関する規程を公布する。

平成27年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第9号

## 京都市上下水道局職員の配偶者同行休業に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、京都市職員の配偶者同行休業に関する条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、上下水道局職員（以下「職員」という。）の配偶者同行休業（地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (配偶者同行休業の効果)

第2条 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

### (職務復帰)

第3条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第7条第3号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消されたときを除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

### (給料月額の調整時期)

第4条 条例第9条に規定する別に定める日は、配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（京都市上下水道局職員給与規程第7条第1項に規定する日をいう。）又はそのいずれかの日とする。

### (退職手当に係る勤続期間の計算における配偶者同行休業の期間の取扱い)

第5条 配偶者同行休業をした職員について、京都市上下水道局職員退職手当支給規程第4条の規定により勤続期間を計算する場合においては、同規程第3条第2項に規定する基礎在職期間から配偶者同行休業の期間を除算する。

### (補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)